

その他の電子提供措置 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための
体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結　注　記　表

貸　借　対　照　表

損　益　計　算　書

株主資本等変動計算書

個　別　注　記　表

計算書類に係る会計監査報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

ANAホールディングス株式会社

業務の適正を確保するための体制

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 2023年5月18日）

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「ANAグループ・コンプライアンス規程」を制定し、当社社長総括の下、常勤取締役および常勤監査役で構成される「グループESG経営推進会議」を設置し、コンプライアンスに関する重要方針や重要事項を審議・立案および推進する。ANAグループの役職員の行動準則となる「社会への責任ガイドライン」を制定し、全役職員が閲覧できる環境を整備する。
- ・ANAグループにおけるコンプライアンスに関する相談・通報窓口である「コンプライアンス・ホットライン（ANAアラート）」およびグループ内部監査を実施する「グループ監査部」を設置し、コンプライアンス組織体制を整備する。
- ・当社および子会社におけるESG活動の責任者として「ESGプロモーションオフィサー」、ESG活動の推進者として「ESGプロモーションリーダー」を配置して、コンプライアンスに関する役職員への啓蒙活動を実施するとともに、グループ内イントラネット上に専用ホームページを開設する等コンプライアンス意識の浸透を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会をはじめとする重要な意思決定または取締役に対する報告等、その職務に係る情報については、記録媒体方式の如何を問わず、法令および文書の作成・整理・保管および廃棄に関する「文書管理制度規程」に則り管理を行い、取締役・使用人が検索・閲覧可能な状態で保管する。
- ・監査役は、業務執行に関する重要な文書の回覧を受けるとともに、適時閲覧できることとする。
- ・文書の保存・管理状況については「グループ監査部」が内部監査を行い、実効性を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ANAグループにおけるトータルリスクマネジメントに関する基本事項を規定した「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」を制定し、当社社長総括の下、常勤取締役および常勤監査役で構成される「グループESG経営推進会議」を設置し、トータルリスクマネジメントに関する重要方針や重要事項を審議・立案および推進する。
- ・当社および子会社におけるESG活動の責任者として「ESGプロモーションオフィサー」、ESG活動の推進者として「ESGプロモーションリーダー」を配置して、リスク管理活動を推進する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・グループ経営理念を制定し、ANAグループの存在意義・役割を明確にするとともに、グループ経営ビジョンによって将来のグループとしての到達目標を共有する。

- ・グループ経営ビジョンの達成に向けて、グループ経営戦略等を策定し、これに基づいて役職員個々人の業績目標を設定する制度を導入する。これにより達成すべき目標を明確化するとともに、目標の連鎖を図ることとする。また、それぞれの計画・目標は定期的にレビューを行うことで、より適正かつ効率的な業務執行を行う。
- ・役割分担・業務執行権限と責任・指揮命令系統等を「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に規定し、役職員の権限や裁量の範囲を明確化する。
- ・執行役員制度を採用することにより意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行上の重要な案件については、「グループ経営戦略会議」において、合議制に基づく意思決定を行う。

⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の業務の遂行状況を「グループ経営戦略会議」の報告事項とする。また子会社の監査役による監査状況を「グループ監査役連絡会」の報告事項とする。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」に基づく、グループを含むしたリスク管理・危機管理体制の構築を通じて、グループ経営の安定性・効率性を高める。
- ii リスク管理・危機管理体制の状況については「グループE SG経営推進会議」の報告事項とし、進捗管理を行う。
- iii 子会社におけるE SG活動の推進者である「E SGプロモーションリーダー」を対象として「E SGプロモーションリーダー会議」を定期的に実施し、リスク管理、危機管理における情報共有・教育を行う。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i グループ経営理念に基づき、子会社のマネジメントに関する基本原則として「グループ・コーポレート・ガバナンス・ルール」を定める。
- ii 「グループ・コーポレート・ガバナンス・ルール」に基づき、各グループ会社と「グループ・マネジメント・ルール」を締結し、各社の業績目標達成のために必要な経営管理を行う。

ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i 「ANAグループ・コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの教育・啓蒙を推進する。
- ii グループ内部監査を実施する「グループ監査部」を設置し、当社および各グループ会社の業務監査・会計監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する事項

- ・取締役は、監査役の求めに応じて監査役の職務を補佐する専任の組織として「監査役室」を設置し、必要な人員を配置する。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役室の使用人は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事関係について取締役は、監査役と協議して行う。

⑧ 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- i 取締役および使用人は、監査役に対して、取締役会・「グループ経営戦略会議」等の社内的重要な会議を通じて、コンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに職務執行状況等を報告する。
- ii 使用人は、「稟議規程」に基づく社内稟議の回覧を通じて、監査役に対して業務執行に関わる報告を行う。
- ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
- i 子会社における重要な事象については「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」に基づき当社への報告を義務付け、報告された内容については当社が監査役に報告する。
- ii 常勤監査役と子会社各社の監査役は、「グループ監査役連絡会」を定期的に開催し、監査状況について報告および情報交換を行う。
- iii 「グループ監査部」および会計監査人は、適宜、監査役に対して、子会社の監査状況についての報告および情報交換を行う。
- iv 子会社の使用人等から「コンプライアンス・ホットライン（ANAアラート）」に相談・通報された内容を取りまとめ、重要項目については「グループE S G経営推進会議」および監査役に報告を行う。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・「ANAグループ・内部通報取扱規則」において、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に対して不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・取締役は、監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的に会合を開催するとともに、監査役は取締役会・「グループ経営戦略会議」等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。
- ・取締役は、監査役と「グループ監査部」が連携を進め、より効率的な監査の実施が可能な体制の構築に協力する。

業務の適正を確保するための体制の 運用状況の概要

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要是以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は、監査役設置会社の形態を採用しており、取締役会と監査役により、取締役の職務執行の監督および監査を行っております。取締役および監査役の選任においては社外取締役、常勤の社外監査役を選任し、監督機能の強化を図っております。

厳しい経営環境の下では、競争力を充分に発揮できる経営体制が不可欠であることから持株会社制を採用しており、子会社である各グループ会社には経験豊かで高い専門性を有する人材を取締役等として配置し、事業会社運営についての権限を委譲することで、機能的で効果的な業務執行を行っております。

持株会社である当社の取締役会では、グループ全体の経営方針と目標を定めるとともに、各グループ会社における業務執行を監督する役割を担っております。取締役会は、取締役会長が議長を務め、社外取締役を含む取締役全員に加え社外監査役を含む監査役全員が参加し、当期においては15回開催しております。

取締役会の補完的役割として、法制上の機関とは別に、案件をより迅速かつ詳細に審議するため代表取締役社長が議長を務め、常勤取締役7名および常勤監査役3名、ならびに議長が指名する各グループ会社社長他にて開催する「グループ経営戦略会議」を設置し、当期においては56回開催しております。

また、当社社長総括の下、常勤取締役および常勤監査役で開催し、トータルリスクマネジメントやコンプライアンスに関する重要方針や重要事項を審議・立案および推進する「グループESG経営推進会議」を4回、当社および各グループ会社におけるESG活動の推進者となる「ESGプロモーションリーダー」との会議を2回開催しております。

この他、ANAグループの役職員の行動準則となる「社会への責任ガイドライン」を制定し、専用ホームページを設けグループ全役職員が閲覧できる環境を整備しております。

② リスクマネジメント

「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」を定め、ANAグループの経営の安定性・効率性を高めることを目的としたリスクマネジメント体制を推進するとともに、グループ全体にまたがる重要テーマについては個別にリスク対策を強化しております。ANAグループを取り巻く様々な事業リスクに対しては、予防的な観点から、事前の準備や統制を図ることを目的とした「リスク管理」と、実際にリスクが顕在化した場合の「危機管理」の2つの側面からの体制を構築し、運用しております。

予防的観点からの「リスク管理」については、リスクの極小化を目的としたリスクマネジメントサイクル（リスクの洗い出し→分析→評価→管理・対策の検討実施→モニタリング）を構築し、グループ全体を対象に取り組みを行っております。また、リスクが顕在化した場合の「危機管理」においては、「CMM (Crisis Management Manual)」を規定してグループ全体の対応体制を定めております。特に、航空機の運航に直接影響する危機への対応はCMMの下部規程として「ERM (Emergency Response Manual)」を定め、当規程に基づき事故やハイジャックを想定した実践的な演習を2002年より毎年実施しております。当期においても事故模擬演習を2回実施しております。また、大規模災害等への備えとして、「特定の災害にとらわれない」「平時における対応のPDCAサイクルを回す」

「重要な事業を中断させない」ことを目的としたオールハザード型の「ANAグループにおける事業継続のための基本方針」をCMMの下部規程に定め、グループ各社にて具体的対策の検討を進めているほか、近年頻発する台風などの自然災害への対応力強化を目的に、主要空港において商用電源消失時に備えた大型蓄電池の設置や、電源・末端機器浸水対策を順次実施しております。2020年以降の重要な危機事象である新型コロナウイルス感染症対策においては、多数の社員の感染によりグループの事業運営に影響を及ぼさないように、マスク着用・手洗い・3密回避などの基本的な感染予防対策を社員に徹底するとともに、政府等の感染予防施策を適宜グループ内で周知・徹底いたしました。

「情報セキュリティ」の分野においては、情報セキュリティの推進に係るポリシーをISO 27001（ISMS）に準拠して定めた「ANAグループ情報セキュリティ管理規程」や具体的な運用ルールを定めた管理細則を設定し、グループ全体に適用しております。ハンドブックやeラーニング、メールマガジン、社内ホームページを活用してグループ全体への浸透を図りながら、遵守状況を点検する制度を設け、情報セキュリティ分野における対策をより堅固なものとしております。当期においては、社内ホームページでの情報発信・注意喚起を7回、各グループ会社の全部署を対象とした自己点検の実施に加え、3つの事業所に対する情報セキュリティ専門部署によるアセスメントを実施しております。また、継続的にAviation-ISAC（アイザック：information sharing & analysis center）、交通ISACおよびインテリジェンス（サイバー攻撃の早期警戒情報）企業から脅威インテリジェンスを取得・活用して、社外で被害が確認されているウイルスへの対策を事前に行っております。さらにクラウドセキュリティ対策を見直し、サプライチェーンに対するセキュリティ管理を強化すべく、外部からサプライチェーン企業の客観的な対策評価が可能なツールを導入し、順次対応を促す活動を行っております。なお、これらの実施状況については、都度「グループESG経営推進会議」において報告しております。

「個人情報保護」の分野においては、「ANAグループ個人情報保護規程」を設定し、グループ全体に適用しております。2022年4月1日に全面施行された日本の改正個人情報保護法や、各国（米国、欧州、中国、タイ等）の法改正に確実に対応し、当社と各グループ会社のプライバシーポリシーおよび社内規程の改定ならびにグループ社員への教育を実施しております。今後、法令遵守はもとより、倫理的適切性の観点も踏まえ、プライバシーガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

③ コンプライアンス

事業活動に係る法令その他の規範の遵守を促進するため、「ANAグループ・コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制を構築しております。代表取締役社長が総括する「グループESG経営推進会議」の下、当社および各グループ会社に配置された「ESGプロモーションリーダー」を牽引役として、ANAグループ全体のコンプライアンス意識強化を図っております。

贈賄防止対策に関しては、各国の贈賄禁止法に対応するために「ANAグループ・贈賄防止規則」を制定し、当該規則に具体的な事例を交えて解説した「ANAグループ贈賄防止規則ハンドブック」の配布やeラーニングの実施等、社員の教育に努めております。

また、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を目的として、法務部門と各グループ会社との連絡窓口を明確化し、双方向でコミュニケーションを取りやすい体制を構築・運用するとともに、グループ全社を対象に、航空に係る法令、独占禁止法および労働法を中心とする各種法令に係る教育も継続して実施しております。

内部通報制度に関しては、「ANAグループ・内部通報取扱規則」に基づき、社内および社外（弁護士事務所）に通報窓口を設置し、コンプライアンスに係る情報の把握および課題の解決に努めております。さらに、コンプライアンスに係る情報の把握と課題解決機能の強化を目的として、グループ全社へ

の教育や情報発信を行う他、調査方法や監査役との情報共有体制の整備を行っております。なお、これらの活動の実施状況については、都度「グループE S G経営推進会議」において報告しております。

④ 内部監査

内部監査については、社長直属の「グループ監査部（組織人員：2023年3月31日現在11名）」において当社および各グループ会社に対する業務監査、会計監査および金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応した評価業務を独立・客観的な立場から実施しております。監査はリスク分析結果に対応して策定した年度計画に基づき実施する「定期監査」と、経営層の意向等に基づき適宜実施する「非定期監査」があり、監査結果は毎月社長へ報告し、重要事項については監査役に対して適宜報告しております。また、半期に1度、取締役会にも監査結果を報告しております。なお、監査を通じて検出された会計・財務等に関わる重要な事象に関しては、財務部門を通じて会計監査人へ情報を提供し、必要に応じて指導、助言を得る等、相互連携にも努めています。

当期においてはグループ経営計画と部門活動計画の整合性と部門運営管理を重点監査項目とし、グループ内51箇所の監査を実施しております。また、金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制報告制度」について、全社レベル統制、業務プロセス統制、決算財務報告プロセス統制、IT全般統制に関して、当社および各グループ会社の有効性評価を行っております。

⑤ 監査役監査

監査役監査は、常勤監査役3名を含む5名の監査役（うち、3名は社外監査役）により実施しております。各監査役は取締役会に出席し、常勤監査役はその他重要な会議にも出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認するとともに、取締役の職務の執行に関して直接意見を述べております。また、監査役が取締役会、グループ経営戦略会議、その他重要な会議に出席することにより、取締役および使用人等から当社ならびに各グループ会社に関する会社経営および事業運営上の重要な事項の報告を受けております。

各監査役は監査計画に基づき当社および各グループ会社の監査を実施し、代表取締役との定期的な会議（4回実施）の際に報告のうえ情報共有を行っております。また、定期的な会議を取締役（3回実施）、会計監査人（11回実施）、内部監査部門（11回実施）ならびに各グループ会社の監査役（グループ監査役連絡会、2回実施）と持ち、より広範な情報共有と意見交換を行い、監査の充実と実効性の向上に努めています。

当期においては、監査役会を13回実施し、監査方針、監査に関する重要事項の報告および協議または決議を行っております。

業務執行部門から独立した「監査役室」を監査役会の直轄下に設置しており、監査役の専任スタッフは監査役の指揮命令で職務を行っております。なお、監査役スタッフの人事等は監査役と協議のうえ決定されております。

内部通報については、重要項目について定期的に「グループE S G経営推進会議」および監査役に報告され、通報者保護については、社内規則に明記し適切に運用されております。

監査役の職務の執行において生じる費用については、監査役の請求に従い、会社法の定めに基づき適切に処理され、監査の実効性は担保されております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	467,601	407,328	△113,228	△59,350	702,351
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			89,477		89,477
自己株式の取得				△15	△15
自己株式の処分		△0		0	0
持分法の適用範囲の変動			2,625		2,625
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	92,102	△15	92,087
当期末残高	467,601	407,328	△21,126	△59,365	794,438

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	32,311	72,167	3,688	△13,268	94,898	6,166	803,415
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益							89,477
自己株式の取得							△15
自己株式の処分							0
持分法の適用範囲の変動							2,625
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	4,513	△29,671	△1,207	△552	△26,917	1,806	△25,111
連結会計年度中の変動額合計	4,513	△29,671	△1,207	△552	△26,917	1,806	66,976
当期末残高	36,824	42,496	2,481	△13,820	67,981	7,972	870,391

連 結 注 記 表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 54社

・主要な連結子会社の名称

全日本空輸(株)

(株)エアージャパン

ANA ウイングス(株)

Peach Aviation(株)

(株)ANA C a r g o

(株)O C S

ANA システムズ(株)

ANA X(株)

全日空商事(株)

・連結範囲の異動状況

除外： 1 社 Pan Am Holdings, Inc.

会社の清算に伴い、連結の範囲から除いています。

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の数 79社

・主要な非連結子会社の名称

ANA Digital Gate(株)

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めていません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

- ・持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 13社
- ・主要な会社の名称 空港施設(株)
(株)ジャムコ
- ・持分法適用の異動状況
除外：1社 (株)スターフライヤー
議決権の所有割合が低下したため、持分法の適用範囲から除外しています。

② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の数 103社
- ・主要な会社の名称 ANA Digital Gate(株)
- ・持分法を適用しない理由

持分法非適用子会社及び関連会社はいずれも小規模であり、純資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額が、いずれも連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、欧西愛司物流（上海）有限公司他子会社2社は決算日が12月31日、(株)藤二誠は決算日が2月28日であり、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の財務諸表を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合は、連結上必要な調整を行っています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 債却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定

- ・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

ハ. デリバティブ

時価法

ニ. 棚卸資産

主として移動平均法による原価法

連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物 主として定額法

なお、耐用年数は主として3～50年です。

航空機 主として定額法

なお、耐用年数は主として9～25年です。

その他 主として定額法

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しています。

ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

ロ. 賞与引当金

従業員への賞与の支給にあてるため、支給見込額基準により計上しています。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えて、役員及び執行役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

④ 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。当社グループは主な収益を航空事業、航空関連事業、旅行事業、商社事業、及びその他から生じる収益と認識しています。

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する。

主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下の通りです。

イ. 航空事業

・旅客収入

主に航空機による旅客輸送サービスから得られる収入であり、当社グループは運送約款等に基づき、顧客に対して国際線及び国内線の航空輸送サービスの提供を行う義務を負っており、収益は輸送サービス提供時に認識しています。販売に当たっては、販売実績に応じた割戻の支払いを行うことがある為、取引の対価には変動が生じる可能性があります。また取引の対価は、通常、履行義務の充足前に前もって受領しています。

・貨物収入及び郵便収入

主に航空機による貨物及び郵便の輸送サービスから得られる収入であり、当社グループは運送約款等に基づき、顧客に対して国際線及び国内線に係る貨物及び郵便の輸送サービスを行う義務を負っており、収益は輸送サービス提供時に認識しています。販売に当たっては、販売実績に応じた割戻の支払いを行うことがある為、取引の対価には変動が生じる可能性があります。また取引の対価は、通常貨物及び郵便の航空輸送役務の完了後に受領しています。

・その他

当社グループは、会員制プログラムの「ANAマイレージクラブ」を運営しています。当プログラムは会員のお客様に当社便の利用や提携他社のサービス利用等に応じてポイント（マイル、スカイコイン等）を付与しています。付与されたマイルは当社又は提携会社（提携航空会社を含む）から提供される財又はサービスと交換することができます。ポイントの主な要素はマイルであり、付与したマイルは追加の財又はサービスを将来購入できるオプションとして、別個に履行義務を識別しています。その結果、マイルに対して配分された取引価格は、マイルの付与時点に契約負債として認識し、マイルと交換される財又はサービスの利用時又はマイルの失効時に収益を認識しています。取引価格は契約に含まれる履行義務ごとの独立販売価格の比率に基づいて配分され、マイルの独立販売価格は、お客様がマイルの利用に際して選択する財又はサービスの構成割合や失効見込み分を考慮して見積っています。

ロ. 航空関連事業

航空事業に付随する空港地上支援業務、航空機整備やシステム開発等のサービスの提供を航空運送事業者との契約等に基づいて実施する義務を負っています。収益はサービス提供に伴い、主に一定期間に渡って認識しています。

ハ. 旅行事業

国内及び海外旅行の企画販売から得られる収入です。当社グループは、標準旅行業約款等に基づき、企画した旅行商品について、旅行者が運送、宿泊やその他の旅行に関するサービスの提供を受けられるように手配し、旅程を管理する義務を負っており、収益はサービスの提供に伴い一定期間にわたって認識しています。また、取引の対価は主に、履行義務の充足前に受領しています。

二. 商社事業

航空関連資材等の輸出入及び店舗・通信販売等から得られる収入であり、主に顧客への物品の引き渡しにより履行義務を充足し、履行義務の充足時に収益を認識しています。

ホ. その他

ビル管理、人材派遣、研修事業等から得られる収入であり、当該サービス提供に伴い、一定期間にわたり収益を認識しています。

⑤ 繰延資産の処理方法

イ. 社債発行費

社債の償還期間にわたり定額法により償却しています。

ロ. 株式交付費

3年間にわたり定額法により償却しています。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金債権債務については振当処理を採用しています。

さらに、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しています。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…デリバティブ取引

(主として為替予約取引、金利スワップ取引、商品スワップ取引及び商品オプション取引)

ヘッジ対象…借入金、航空燃料、外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

当社及び連結子会社は取引権限及び取引限度額を定めた社内管理規程に基づき、通貨、金利及び商品の市場相場変動に対するリスク回避を目的としてデリバティブ取引を利用しており、投機目的の取引は行っていません。

二. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断することとしています。

ただし、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約等については、有効性の評価を省略しています。

⑧ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生年度から10~15年間で均等償却しています。

⑨ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しています。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、当連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	263,303百万円
--------	------------

② 見積りの内容に関するその他の情報

当社グループは、2020年度および2021年度に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い航空旅客需要が減少した影響等により、税務上の繰越欠損金を計上しました。当連結会計年度では、税務上の繰越欠損金等に係る繰延税金資産を263,303百万円計上しています。

当社および一部の国内連結子会社はグループ通算制度を適用しています。グループ通算制度の適用対象法人（通算法人）において、法人税（国税）は通算グループ全体の将来課税所得等に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断し、地方税は各通算法人の将来課税所得等に基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しています。税務上の繰越欠損金については、予測される将来の課税所得の見積りに基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度および控除見込額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しています。

通算グループ全体の繰延税金資産の回収可能性判断に関して、重要な割合を占めるANAホールディングス株式会社および全日本空輸株式会社の将来課税所得の見積りは、国際線旅客需要および国内線旅客需要が2026年3月期末までに概ね2019年の水準に回復するとの仮定をおいた将来計画に基づいて行っています。

需要動向の変化等による前提の変更が生じる場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 航空事業に係るのれんの減損

① 連結計算書類に計上した金額

航空事業に係るのれん	18,000百万円
------------	-----------

② 見積りの内容に関するその他の情報

当社は、2017年4月にPeach Aviation株式会社を連結子会社化した際に発生したのれんについて、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う航空旅客需要の大幅な減少により減損の兆候を識別しました。当該のれんに関して、Peach Aviation株式会社の航空事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を計上していません。

この割引前将来キャッシュ・フローは、今後も引き続き需要が回復していくとの仮定をおいた事業計画に基づいて、経営者の最善の見積りと判断により決定しています。

需要動向の変化等による前提の変更が生じる場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 自社ポイント制度に係る収益認識

① 連結計算書類に計上した金額

契約負債	149,540百万円
------	------------

② 見積りの内容に関するその他の情報

当社グループは、会員制プログラムの「ANAマイレージクラブ」を運営しており、当社便の利用や提携他社のサービス利用等に応じてポイント（マイル、スカイコイン等）を付与しています。付与されたマイル、スカイコイン等は当社又は提携会社（提携航空会社を含む）から提供される財又はサービスを将来購入できるオプションとして、別個に履行義務を識別しています。

マイル、スカイコイン等に対して配分された取引価格は付与時点では契約負債として認識し、マイル、スカイコイン等と交換される財又はサービスの利用時又は失効時に収益を認識しています。

取引価格は契約に含まれる履行義務ごとの独立販売価格の比率に基づいて配分され、マイル、スカイコイン等の独立販売価格は、お客様が利用に際して選択する財又はサービスの構成割合や失効見込み分を考慮して見積っています。

当該見積りの内容は不確実性が高く、選択する財又はサービスの構成割合や失効見込みが大きく変化した場合は、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

(取締役に対する株式報酬制度)

当社は、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、株式報酬制度として信託（以下「株式交付信託」という。）を通じて自社の株式を交付する取引を行っています。

(1) 取引の概要

株式交付信託は、当社が拠出する金銭を取締役報酬等の原資として当社株式を取得し、業績目標の達成度等に応じて当社株式を取締役に交付する仕組みです。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度608百万円、178千株、当連結会計年度608百万円、178千株です。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形及び営業未収入金の内訳

受取手形	240百万円
営業未収入金	185,845百万円
計	186,085百万円

(2) 担保に供している資産

リース債権	8,643百万円
建物	1,869百万円
航空機(予備部品を含む)	673,731百万円
投資有価証券	6,929百万円
長期貸付金	2,995百万円
その他	441百万円
計	694,611百万円

上記の物件は、長期借入金（1年以内返済予定含む）593,192百万円の他、関連会社等の債務に対して担保に供しています。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

1,202,156百万円

(4) 保証債務

金融機関からの借入等に対する債務保証	
従業員(住宅ローン等)	41百万円
Overseas Courier Service(Deutschland)GmbH	93百万円
OCS Korea Co., Ltd.	7百万円
上海百福東方國際物流有限責任公司	405百万円
株式譲渡予約契約の履行に対する債務保証	
福岡エアポートホールディングス(株)	6,111百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	千株 484,293	千株 -	千株 -	千株 484,293

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	千株 13,956	千株 5	千株 0	千株 13,961

- (注) 1. 自己株式の増加5千株は、単元未満株式の買取5千株を加算したものです。
2. 自己株式の減少0千株は、株式交付信託が売却した当社株式0千株を減算したものです。
3. 自己株式については、株式交付信託が所有する178千株を含めています。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入のほか、社債やリース等により資金を調達しています。営業未収入金に係る顧客の信用リスクは、グループ各社の社内規程等に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っています。借入金および社債の使途は主として設備投資資金であり、転換社債型新株予約権付社債の使途は設備投資資金および有利子負債返済のための資金です。また、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照 表 計 上 額 (注1)	時価 (注1)	差額
投資有価証券（注2）	119,700	120,010	310
社債（1年内償還予定の社債含む）	(185,000)	(173,805)	△11,195
転換社債型新株予約権付社債	(220,000)	(232,295)	12,295
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	(1,102,218)	(1,075,758)	△26,460
デリバティブ取引	61,462	61,462	—

※「現金及び預金」「受取手形及び営業未収入金」「有価証券（譲渡性預金）」「営業未払金」

「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しています。

※市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含めていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式等	29,513

(注) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しています。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しています。

2. 投資有価証券（債券）に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	99,894	—	—	99,894
デリバティブ				
通貨関連	—	57,872	—	57,872
商品関連	—	3,590	—	3,590
資産計	99,894	61,462	—	161,356

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	13,815	—	—	13,815
満期保有目的の債券				
社債	—	—	6,301	6,301
資産計	13,815	—	6,301	20,116
社債（1年内償還予定の社債含む）	—	173,805	—	173,805
転換社債型新株予約権付社債	—	232,295	—	232,295
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	—	675,758	400,000	1,075,758
負債計	—	1,081,858	400,000	1,481,858

③ 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・資産

投資有価証券

株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。社債は見積り将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なためその時価をレベル3の時価に分類しています。

デリバティブ

燃油先物、為替予約等のデリバティブ取引を行っています。デリバティブの時価は金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

・負債

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価については元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。一部の長期借入金に関しては、契約条件、信用スプレッド等の時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なためその時価をレベル3の時価に分類しています。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント（注1）				その他 (注2)	計	内部取引 調整	合計
	航空 事業	航空関連 事業	旅行 事業	商社 事業				
国際線								
旅客収入	433,470	—	—	—	—	433,470	—	—
貨物収入	308,088	—	—	—	—	308,088	—	—
郵便収入	6,268	—	—	—	—	6,268	—	—
小計	747,826	—	—	—	—	747,826	—	—
国内線								
旅客収入	529,593	—	—	—	—	529,593	—	—
貨物収入	24,119	—	—	—	—	24,119	—	—
郵便収入	2,898	—	—	—	—	2,898	—	—
小計	556,610	—	—	—	—	556,610	—	—
LCC収入	90,265	—	—	—	—	90,265	—	—
航空関連収入	—	247,129	—	—	—	247,129	—	—
パッケージ商品 収入（国内）	—	—	45,954	—	—	45,954	—	—
パッケージ商品 収入（国際）	—	—	1,512	—	—	1,512	—	—
商社事業収入	—	—	—	103,252	—	103,252	—	—
その他	144,742	—	26,349	—	38,066	209,157	—	—
合計	1,539,443	247,129	73,815	103,252	38,066	2,001,705	△294,221	1,707,484
顧客との契約から 生じる収益								1,694,405
その他の収益 (注3)								13,079

(注) 1. 報告セグメントの金額はセグメント間連結消去前の金額です。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、施設管理、ビジネスサポート他の事業を含んでいます。
3. その他収益の内訳は企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれています。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

契約負債は、主に役務提供時に収益を認識する航空運送契約及び旅行契約について、顧客からの前受対価に関連するもの、及び当社便の利用や提携他社のサービス利用等に応じて付与するマイルの未行使分に関連するものです。

なお、当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は199,652百万円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は393,545百万円です。

顧客からの前受対価、及び将来顧客が行使することが見込まれるマイルに係る残存履行義務に配分した取引価格等について、今後3年以内に収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	341,330
1年超2年以内	41,564
2年超3年以内	9,498
合計	392,392

10. 企業結合等に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,833円64銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 190円24銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の処分)

当社は2023年4月27日開催の取締役会において、社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」という。）を導入し、全日空社員持株会及び全日空グループ社員持株会並びに全日空商事グループ社員持株会（以下個別に又は総称して「本持株会」という。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて決議しました。

(1) 処分の概要

① 処分する対象株式の種類	普通株式
② 処分する株式の総数	4,452,500株（注）
③ 処分価額	1株2,930円
④ 処分総額	13,045,825,000円（注）
⑤ 処分期日	2023年11月1日
⑥ 処分方法	第三者割当の方法により、本持株会からの引受けの申し込みがされることを条件として、上記②に記載の処分株式数の範囲で本持株会が定めた申込み株数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分株式の数となります。）。

なお、各対象社員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。

(注) 「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である、本持株会の会員資格のある当社の子会社の社員44,525名に対して、一律に当社普通株式100株を譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社の子会社の社員（以下「対象社員」という。）の数（最大44,525名）に応じて確定します。具体的には、上記⑥に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。なお、当社の子会社は、各対象社員に対して一律に金銭債権293,000円を支給し、当社は、本持株会を通じて各対象社員に対して一律に100株を割り当てます。

(2) 処分の目的及び理由

当社は、本持株会に加入する当社子会社の社員のうち、対象社員に対し、福利厚生の増進策として、本持株会を通じた当社が発行又は処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出することによって、財産形成の一助とすることに加えて、「2023-25年度ANAグループ中期経営戦略」達成へのインセンティブ向上を図り、対象社員が当社の株主との一層の価値共有を進め、当社の持続的な企業価値向上に向けた経営参画意識を高めることを目的としています。

(自己株式の取得)

当社は、2023年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法を決議するとともに、2023年4月28日に自己株式の取得を以下のとおり実施しました。

(1) 取得の内容

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| ① 取得した対象株式の種類 | 普通株式 |
| ② 取得した株式の総数 | 2,930,000株 |
| ③ 取得価額 | 8,453,050,000円 |
| ④ 取得日 | 2023年4月28日 |
| ⑤ 取得の方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付 |

(2) 自己株式の取得を行った理由

2023年4月27日開催の取締役会において導入を決議した、「社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度」において、今後交付される株式に今回取得した自己株式を充当するため。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,241,174	流動負債	332,809
現金及び預金	532,283	営業未払金	1,646
営業未収入金	17,177	短期借入金	185,282
リース投資資産	3,593	1年内返済予定の長期借入金	84,494
リース債権	9,644	1年内償還予定の社債	30,000
有価証券	580,037	リース債務	1,220
前払費用	5,466	未払費用	7,635
営業外未収入金	7,874	未払法人税等	1,707
その他	85,095	資産除去債務	120
		その他	20,703
固定資産	1,800,084	固定負債	1,421,473
有形固定資産	1,054,485	社債	155,000
建物	55,951	転換社債型新株予約権付社債	220,000
構築物	1,739	長期借入金	1,016,493
航空機	797,469	リース債務	1,315
機械及び装置	517	役員退職慰労引当金	38
工具、器具及び備品	226	資産除去債務	609
土地	44,755	その他	28,018
建設仮勘定	153,825		
無形固定資産	100	負債合計	1,754,283
ソフトウェア	99	純資産の部	
その他	0	株主資本	1,222,858
投資その他の資産	745,497	資本金	467,601
投資有価証券	119,069	資本剰余金	416,771
関係会社株式	86,465	資本準備金	402,625
長期貸付金	488,307	その他資本剰余金	14,145
繰延税金資産	34,653	利益剰余金	396,843
その他	18,073	その他利益剰余金	396,843
貸倒引当金	△1,073	繰越利益剰余金	396,843
繰延資産	996	自己株式	△58,357
株式交付費	344	評価・換算差額等	65,112
社債発行費	651	その他有価証券評価差額金	33,306
資産合計	3,042,255	繰延ヘッジ損益	31,806
		純資産合計	1,287,971
		負債純資産合計	3,042,255

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	195,361
賃貸収益	187,778
関係会社受取配当金	7,107
その他	476
営業原価	143,578
営業総利益	51,783
一般管理費	16,778
営業利益	35,004
営業外収益	18,377
受取利息及び配当金	8,399
資産売却益	4,891
その他	5,086
営業外費用	29,125
支払利息	24,735
休止機材費	2,558
資産除却損	256
その他	1,574
経常利益	24,255
特別利益	1,449
固定資産売却益	1,449
特別損失	943
投資有価証券評価損	930
関係会社株式評価損	13
税引前当期純利益	24,761
法人税、住民税及び事業税	3,619
法人税等調整額	2,159
当期純利益	18,982

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金合計		
当期首残高	467,601	402,625	14,146	416,771	377,860	377,860	△58,342	1,203,890
事業年度中の変動額								
当期純利益					18,982	18,982		18,982
自己株式の取得							△15	△15
自己株式の処分			△0	△0			0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								—
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	18,982	18,982	△15	18,967
当期末残高	467,601	402,625	14,145	416,771	396,843	396,843	△58,357	1,222,858

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	29,088	23,934	53,022	1,256,913
事業年度中の変動額				
当期純利益				18,982
自己株式の取得				△15
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	4,217	7,872	12,089	12,089
事業年度中の変動額合計	4,217	7,872	12,089	31,057
当期末残高	33,306	31,806	65,112	1,287,971

個 別 注 記 表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物 定額法

なお、耐用年数は主として3～50年です。

航空機 定額法

なお、耐用年数は主として9～25年です。

その他 主として定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支出に備えて、執行役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 賃貸収益

当社の賃貸収益は主に重要な子会社である全日本空輸株式会社への航空機及び不動産の賃貸による収入です。これらは「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号 2007年3月30日）」によって収益を認識しています。

関係会社受取配当金は、配当の効力発生日をもって収益を認識しています。

(6) 繰延資産の処理方法

① 社債発行費

社債の償還期間にわたり定額法により償却しています。

② 株式交付費

3年間にわたり定額法により償却しています。

(7) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しています。

(8) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を採用しています。

さらに、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…デリバティブ取引

(主として為替予約取引、金利スワップ取引)

ヘッジ対象…借入金、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

当社の内部規程である「ヘッジ取引に係わるリスク管理規程」及び「ヘッジ取引に係わるリスク管理取扱要領」に基づき、通貨及び金利の市場相場変動に対するリスク回避を目的としてデリバティブ取引を利用しておらず、投機目的の取引は行っていません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断することとしています。

ただし、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約等については、有効性の評価を省略しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。これによる、当計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

(1) 繰延税金資産の回収可能性

計算書類に計上した金額

繰延税金資産	34,653百万円
--------	-----------

(2) 見積りの内容に関するその他の情報

見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報については、連結注記表「4.会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 追加情報

(取締役に対する株式報酬制度)

取締役に対する株式報酬制度については、連結注記表「5. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

リース債権	8,643百万円
建物	1,869百万円
航空機	606,614百万円
投資有価証券	6,929百万円
長期貸付金	2,995百万円
計	627,052百万円

上記の物件は、長期借入金（1年以内返済予定含む）592,320百万円の他、関連会社等の債務に対して担保に供しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

882,216百万円

(3) 保証債務

金融機関からの借入等に対する債務保証	
全日本空輸(株)	2,060百万円
Peach Aviation(株)	507百万円
株式譲渡予約契約の履行に対する債務保証	
福岡エアポートホールディングス(株)	6,111百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び債務

① 短期金銭債権	69,582百万円
② 短期金銭債務	102,751百万円
③ 長期金銭債権	488,307百万円
④ 長期金銭債務	46百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	191,966百万円
② 営業費用	3,073百万円
③ 営業取引以外の取引高	7,642百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	千株 13,825	千株 5	千株 0	千株 13,830

- (注) 1. 自己株式の増加5千株は、単元未満株式の買取5千株を加算したものです。
 2. 自己株式の減少0千株は、単元未満株主からの買増請求による0千株を加算したものです。
 3. 自己株式については、株式交付信託が所有する当社株式178千株を含めています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度 (2023年3月31日)	
繰延税金資産	
会社分割に伴う関係会社株式	43,336百万円
関係会社株式評価損	6,193百万円
長期前受収益	3,545百万円
減損損失	16百万円
その他	15,125百万円
繰延税金資産小計	68,217百万円
評価性引当額	△4,031百万円
繰延税金資産合計	64,186百万円
 繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△14,893百万円
繰延ヘッジ利益	△14,037百万円
その他	△601百万円
繰延税金負債合計	△29,533百万円
繰延税金資産の純額	34,653百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度の期首より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しています。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っています。また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしています。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合 又は被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	全日本空輸(株)	所有割合 直接 100%	事業資産賃貸 保証債務 資金の賃貸借 担保の受け入れ 役員の兼務	航空機及び予備 エンジン等の賃貸料 (注 1)	161,836	営業未収入金	14,636
				債務保証 (注 2)	2,060	-	-
				資金の回収	4,500	1 年以内 長期貸付金	2,250
				利息の受取 (注 3)	39		
				取引高 (注 4)	607,563	長期貸付金 (1 年以内含む) (注 4)	475,758
				利息の受取 (注 4)	6,783		
				担保の受け入れ (注 5)	67,116	-	-
子会社	Peach Aviation(株)	所有割合 直接77.9%	事業資産賃貸 資金の賃貸借	取引高 (注 4)	58,254	長期貸付金 (1 年以内含む) (注 4)	51,000
				利息の受取 (注 4)	650		
				債務保証 (注 2)	507	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社と全日本空輸(株)は、航空機賃貸借契約を締結しており航空機等の賃貸料は交渉の上決定しています。
- 2. 主に全日本空輸(株)とPeach Aviation(株)の燃油に係るデリバティブ取引から生じる債務に対して、保証しています。
- 3. 貸付金の金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
- 4. ANA グループ内の資金を一元管理する CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による取引であり、利率については市場金利を勘案して合理的に決定しています。取引高は期中の平均残高を記載しています。
- 5. 金融機関からの借入に対し、担保の提供を受けています。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,737円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 40円35銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の処分)

自己株式の処分については、連結注記表「12. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(自己株式の取得)

自己株式の取得については、連結注記表「12. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

以上

計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

ANAホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 佐藤嘉雄

公認会計士 水野博嗣

公認会計士 越後大志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ANAホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上